

(案)
仕様書

1 業務名
令和8年度札幌市介護予防センター運営事業
(札幌市東区介護予防センター元町)

2 担当地区
札幌市 東 区のうち、
担当地区 元町 とする。

3 センターのランク
B

4 職員の配置
札幌市介護予防センター運営事業実施要綱第8条に規定する保健福祉職の専門職員2名(常勤・専従)を配置すること。なお、上記職員の配置が困難な場合にあっては、このうち1名を常勤換算方法により2名の職員で必要人数を確保することでも足りるものとする。また、上記職員を配置できない期間がやむを得ず生じる場合であっても、常に適正な配置となるよう努めるとともに、未配置による影響を及ぼさず適正かつ円滑に業務を遂行すること。
なお、未配置の期間が各月の1日から末日までであった場合は、その期間に応じて、人件費(常勤・専従職員の場合は一人当たり400万円/年、常勤換算方法により配置する職員の場合は一人当たり200万円/年)に未配置月数を乗じ12で除した額(400万円又は200万円×(未配置月数÷12月))を、3回目に支払う委託料から減算することとし、この場合において算出された減算額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 業務内容
この業務は、札幌市介護予防センター運営事業実施要綱及び実施要領に示す事項並びに別に示す令和8年度札幌市介護予防センター運営方針に基づき、実施するものとする。

(1) 総合相談支援業務の実施

地域の高齢者が、どのような支援が必要かを相談等により幅広く把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる支援を行うこと。

ア 総合相談

地域における初期相談の場として、高齢者等の様々な相談を一旦すべて受け止め、利用者の立場に立ってどのようなサービス、機関又は制度の利用が適切かを検討し、調整する。

イ 介護予防が必要な対象者の実態把握及び地域におけるネットワーク構築

地域の高齢者と接する様々な機会や担当地域の関係機関との連携を通じ、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を早期に発見し、介護予防活動または支援につなげる。また、そのような高齢者の情報が介護予防センターに寄せられるよう、地域の団体が主催する会議等を活用し、介護予防の必要性と身近な相談機関であることを周知し、積極的に対象者の把握に努めるとともに、関係機関との連携を図る。

(2) 介護予防普及啓発業務の実施

主催又は地域の関係団体等との共催により、以下の内容で開催すること。会場は地域の会館等高齢者が集まりやすい所とし、地域のボランティアなどと連携しながら実施すること。

ア 介護予防教室の開催

「閉じこもり予防」「栄養改善」「口腔機能の向上」「うつ予防」「運動器の機能向上」「認知症予防」「疾病予防」等の効果的な内容を取り入れた教室とする。

なお、実施回数については、下記(3)アの実施回数と合わせて、上記3のランクごとに、別表1に定めるランク別の実施回数を目安に実施すること。

イ 講演会や相談会等の開催及び広報物の発行

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために講演会や相談会の開催や広報物の発行等を行うこと。

(3) 地域介護予防活動支援業務の実施

住民主体の介護予防活動の推進に向けて、介護予防活動に資する住民主体の通いの場等を支援すること。

ア 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援

地域の様々な団体が主催する場（研修会、例会等）等で介護予防に関する講話や実技指導など、関係機関と連携し、地域の主体的な介護予防活動推進に向けた助言、協力を行い、自主活動化に向けた支援等を行う。

なお、実施回数については、上記(2)アの実施回数と合わせて、上記3のランクごとに、別表1に定めるランク別の実施回数を目安に実施すること。

イ 介護予防活動における高齢者の役割と活動の場づくりの支援

関係機関と連携し、介護予防教室の参加者や地域の高齢者が、その意欲や能力に応じた役割や活動の場を持てるよう支援する。

(4) 専門職と連携した介護予防機能強化業務の実施

上記(2)及び(3)の業務について、住民主体の介護予防活動の推進に向けてリハビリテーション専門職等と連携し機能強化する。リハビリテーション専門職等との連携に関する内容及び実施の目安については、別途示す。なお、下記ア及びイへの直接支援に当たり連携する専門職については、リハビリテーション専門職は2団体以上、口腔機能向上に係る専門職及び栄養士は各1団体以上を必須とする。

ア 自主活動化を目指した介護予防教室における支援の実施

主催又は地域の関係団体等との共催により、期間限定の介護予防教室を開催し、終了後は住民主体による活動の継続を目指し支援すること。実施に当たっては、リハビリテーション専門職等との連携、効果測定を行うこと。また、会場は高齢者が集まりやすい所とし、地域のボランティアなどと連携しながら実施すること。

イ 既存の団体等における介護予防活動の継続に向けた支援の実施

住民主体の介護予防活動の推進に向けて、介護予防活動に資する住民主体の通いの場等の活動を支援すること。上記アと同様に、実施に当たっては、リハビリテーション専門職等と連携すること。

ウ 介護予防センターが主催する通年実施の介護予防教室における支援の実施

主催している通年実施の介護予防教室において、リハビリテーション専門職等との連携により、参加者の身体機能の維持・向上を図ること。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

「自立生活向上支援業務」の一環で実施する「介護予防教室 質問紙調査」の結果を踏まえ、札幌市にて低栄養、オーラルフレイル又は身体的フレイルの傾向が見られるハイリスク者を抽出することから、抽出されたハイリスク者について、札幌市が求める情報を提供すること。

また、抽出されたハイリスク者を対象に、札幌市にて専門職からの個別指導等による支援を実施し、その実施状況や評価結果をフィードバックすることから、その内容を踏まえ、対象者に対する継続的な支援に取り組むこと。

(6) 自主活動化支援業務の実施

住民主体の介護予防活動が継続的に実施されるよう、住民主体の介護予防活動において主体的に役割を担う方や中心的な役割を担っている方について、以下のとおり育成・支援

に取り組むこと。

ア サポーターの育成及び支援

上記(2)のアで実施する介護予防教室等において、意欲を持って主体的に役割を担う者や将来的にリーダーとして活動する資質を有する者を把握し、介護予防教室等のサポーターとしてより幅広く活動してもらえよう働きかけること。

また、これらの者を対象に、それぞれの多様な活動意欲に沿ってサポーターとして活動できるよう「サポーター養成講座」を企画し、2回／年以上を目安に実施すること。

なお、「サポーター養成講座」については、区内の他の介護予防センターと共同で実施することを原則とし、実施に当たっては、他の介護予防センターとサポーター養成に関する課題や目的について事前に認識の共有を行うこと。

イ リーダーの育成及び支援

上記(6)のアで育成・支援したサポーターや地域の活動者でリーダーの資質がある人材、既に地域で活動しているリーダーに対し、情報交換や交流等を行えるよう「リーダー交流会」等を企画し、1回／年以上を目安に実施すること。

なお、「リーダー交流会」等については区内の介護予防センターと合同で実施することは差し支えない。

(7) 地区地域ケア会議の開催

上記(1)の業務について、担当地区の介護予防の課題やニーズを見出し、地域の関係機関等と共有するとともに、その解決について検討するために、地区地域ケア会議を開催する。

地区地域ケア会議は、札幌市地域ケア会議推進事業実施要綱に示す事項及び札幌市地域ケア会議運営マニュアルに基づき、区保健福祉課・地域包括支援センターとの連携を図り開催する。開催回数は、担当地区ごとに1回／年を目安とする。ただし、検討内容に応じて、参加メンバーや取り組みの範囲を単位町内会程度に設定し、実施することは差し支えない。

(8) 区連絡会議への出席及び区内の介護予防センターとの連携

各区保健福祉課が主催する区連絡会議へ出席し、必要な情報の提供及び連携のための情報交換等を積極的に行うこと。また、区内の介護予防センター間でも常に情報共有や意見交換を行い、区全体の介護予防活動の推進に向けて取り組むこと。

(9) 研修会及び連絡会議への参加

札幌市や各関係機関・団体が主催する各種の研修会に積極的に参加し、必要な知識や技術の習得など自己研鑽に務めること。

また、札幌市が主催する介護予防センター業務連絡会議及び各区保健福祉課が主催する区連絡会議等へ出席し、必要な情報の提供及び連携のための情報交換等を積極的に行うこと。

(10) 広報活動

ア パンフレットの作成

事業内容を紹介したパンフレットを作成し、地域の団体、関係機関に配布すること。

イ 地域内の必要な情報を収集し、必要な情報ごとのリストやマップの作成等を行い、関係機関にも周知を図ること。

6 業務報告

別途定める様式にて、原則毎月15日までに前月の役務に関する状況について、介護保険課及び区保健福祉部保健福祉課に報告すること。ただし、3月実施分については、3月末日までに報告しなければならない。

また、上記以外に国の通知等に基づき、必要とされた業務に関する実績等の報告は、速やか

に提出すること。
 なお、別表 2 に定める履行期間終了時には、業務完了届を提出すること。

7 保険の加入
 事業の実施に当たっては、事故防止に万全を期するとともに、損害賠償保険等に参加し、万
 一の補償に備えておくこと。

8 履行期間
 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 留意事項
 (1) この仕様書に定めのない事柄については、委託者と受託者が協議のうえ定める。
 (2) 業務内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
 (3) 次年度以降の事業の受託が困難な状況が見込まれる場合は、1 年以上前を目途に委託者
 に申し出るなど最大限協力すること。

10 担当
 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 3 階北側
 担当 介護予防担当係 松井（電話 011-211-2547）

別表 1 (回)

ランク	A	B	C	D	E
実施回数	3 6	4 8	6 0	7 0	8 0

別表 2

	履行期間
1	令和 8 年 4 月 ～ 令和 8 年 6 月
2	令和 8 年 7 月 ～ 令和 8 年 10 月
3	令和 8 年 11 月 ～ 令和 9 年 3 月